

10. 特記事項の(2) 参考資料のURLに誤りがありましたので、訂正します。

番 号：150887

国 名：セネガル

担当部署：産業開発・公共政策部 民間セクターグループ第一チーム

案件名：輸出振興・競争力強化アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：輸出振興・競争力強化
- (2) 格 付：2号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年11月中旬から2017年12月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 1.75M/M、現地 10.00M/M、合計 11.75M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	第1次現地派遣	第1次国内作業	第2次現地派遣	第2次国内作業	
5	50	5	50	5	
	第3次現地派遣	第3次国内作業	第4次現地派遣	第4次国内作業	第5次現地派遣
	50	5	50	5	50
	第5次国内作業	第6次現地派遣	帰国後整理期間		
	5	50	5		

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：10月28日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(<http://www.jica.go.jp/announce/information/20150618.html>)) をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 24点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 6点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
  - ①類似業務の経験 25点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 7点
  - ③語学力 14点
  - ④その他学位、資格等 10点
  - ⑤業務従事予定者によるプレゼンテーション 14点

(計100点)

類似業務	産業開発／輸出振興に関連する各種業務
対象国／類似地域	セネガル／全世界
語学の種類	英語

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：

黄熱：黄熱流行国です。日本からの入国時にイエローカードの提示は義務付けられていますが、入国時に提示を求められることがあるため、赴任前の予防接種を強くお勧めします。

## 6. 業務の背景

セネガルの経済成長率は、ビジネス環境やインフラ整備の遅れ、恒常的な電力不足、非効率な政府支出・公共投資、干ばつや洪水、食糧や燃料価格の高騰、世界的金融危機などが影響して2006-2013年に年間平均3.5%とサブサハラアフリカの平均を下回った。2014年には4.5%にまで改善したものの、財政赤字、経常収支赤字、貿易赤字の対GDP比がそれぞれ5.2%、10.3%、19.8%に上るなどマクロ経済面の課題を抱えている。慢性的な低成長構造を脱し、マクロ経済事情の改善を図るために、経済・財政面での改革が求められている。

2014年に大統領が発表した国家開発戦略である「Plan Senegal Emergent (PSE)」においては、持続的な高い経済成長を目指し、輸出競争力向上や投資誘致といった海外市場との繋がりを強化することで経済構造の変革に取り組む目標を掲げ、「5ヶ年優先アクションプラン」として2014年～2018年の平均経済成長率を7.1%（2018年には8.3%）、財政赤字を対GDP比3.9%以下、経常収支赤字を対GDP比6%以下にする計画を策定した。特に、セネガル政府は、食糧や畜産品のように高い輸出割合を占める産品であっても他国と比べ品質が低い等の理由により、国際市場における競争力を必ずしも有していないことから、海外直接投資とも連携した輸出競争力の強化に取り組む姿勢を見せている。主要輸出産品は資本規模の大きい外資系企業が主に生産しており、競争力の強化が自立的に図られていく可能性もあるが、一方で、中堅・中小零細企業の競争力を強化し、輸出産品の多様化や品質の向上を如何に進めるかといった点も大きな課題となっている。

セネガル政府は2005年に輸出振興庁（ASEPEX）を設立して以来、輸出競争力の強化のために輸出産業振興や人材育成を行ってきた。ASEPEXは事業計画（2012-2014）において、1) 輸出産業の能力強化、2) 有望輸出産品の特定及び競争力強化、3) 外国市場へのアクセス支援、4) 輸出環境の改善を優先課題としているが、依然として輸出量は少なく、輸出量が多い品目のトップ10のみで輸出量全体の77%を占めており、輸出産品の多様化と競争力の強化が進んでいない（2011年の輸出に関する省庁間委員会報告書）。輸出競争力のある産品の不足や品質の低さ、生産コストの高さなどが課題であるとされる。そのため、潜在的な競争力のある商品の特定と輸出企業における商品開発や人材育成のための支援、輸出振興機関であるASEPEXの能力強化、輸出振興に向けたASEPEXと産業振興を担う各省庁や民間セクターとの効果的な調整などが求められている。こうした状況を改善するため、セネガル政府は我が国に対し輸出振興・競争力強化のための助言・指導を要請した。

## 7. 業務の内容

本業務は、輸出振興及び輸出産業の競争力強化を目的に、輸出振興庁(ASEPEX)の活動やサービスの提供能力の強化を支援するもの。ASEPEXの組織や機能、セネガルの輸出産業の競争力、輸出先の海外市場、貿易上の障害などに関する現状把握と課題抽出を通じたアクションプランの作成を支援するとともに、アクションプランの実施につき支援を行う。具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間（2015年12月上旬）

①セネガルの国家開発計画や過去の関連プロジェクトの資料など、国内で入手可能なセネガルにおける情報を収集・分析し、産業や輸出産品の状況を把握する。

- ②現地派遣期間における業務内容を検討し、ワークプラン案（英文／仏文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAセネガル事務所と協議を行う。なお、ワークプラン案（仏文）の作成にあたり翻訳が必要な場合は、JICAセネガル事務所を通じて英語からフランス語に翻訳することとする。
- (2) 第1次現地派遣期間（2016年1月中旬～2016年3月上旬）
- ① JICAセネガル事務所と打ち合わせを実施する。
  - ② ASEPEXとワークプラン案について協議したうえで、ワークプランへの合意を得る。
  - ③ ASEPEXとともにセネガルの輸出促進に向けた取り組みや輸出産業に関する情報について整理する。
    - セネガルの輸出促進に向けた取り組みの現状を分析する（政府の政策文書、ASEPEXを含む各省での取り組み、法令や規則、予算措置、他のドナーの支援状況など）。
    - 輸出可能性の高い有望産品を整理する（国家開発計画、既存の調査報告書、貿易統計などのレビュー。輸出産品の品質やデザイン／パッケージ、生産体制、市場への出荷や輸送、輸出にあたっての障害などに関する輸出業者／業界団体／生産者等へのヒアリング）。
    - 輸出可能性のある海外市場を整理する（輸出先市場の嗜好、市場規模、競合品、展示会やフェアなどのイベントの開催状況など）。特に、輸出先の多様化の観点から、既に輸出実績の多い欧州市場も念頭に置きつつ、日本市場を含むアジア市場や近隣のECOWAS（西アフリカ諸国経済共同体）加盟諸国への輸出の可能性も視野に入れる。
    - 通関・貿易手続き（必要とされる許認可、所要日数など）、国内基準と輸出先市場で要求される基準、及びそのギャップ（国内外の安全・衛生基準、品質基準、成分等の表示基準、基準への適合を確認するための試験・検査体制など）について確認する。
  - ④ ASEPEXの組織・機能に関する現状分析と課題の抽出を行う。
    - ASEPEXの組織の現状を分析する（輸出促進政策の立案・実施におけるASEPEXの位置づけ、関係省庁との役割分担、予算規模、各部署の人員や予算配分状況など）。
    - ASEPEXの活動やサービスの現状を分析する。特に、国内産業の競争力分析に関する活動（産品ごと、海外市場ごとの競争力分析、課題抽出等）、貿易促進策策定や貿易手続き改善に関する活動、輸出促進サービスの提供（海外市場調査、企業向けコンサルティング、企業向け研修やセミナー、輸出手続き等に関するマニュアルの作成・配布、出版物の発行、国内の輸出企業のリスト整備、海外のバイヤーリストの整備、輸出入業者からのニーズの取りまとめ、トレードフェアや展示会の開催や参加、企業ミッション派遣、海外市場に対するプロモーションなど）を中心に現状を把握、整理する。
  - ⑤ 上記③及び④を踏まえ、ASEPEXによるアクションプラン案の作成を支援する。なお、アクションプラン案を作成する際は、重点的に情報を収集すべき海外市場やセクターを明確にしつつ、重点的にプロモーションをする産品を選定する。また、ASEPEXの所掌外ではあるものの輸出振興の観点から取り組みが必要な事項がある場合、ASEPEXによる当該所管機関への働きかけを支援する。
  - ⑥ 現地業務結果報告書（英文／仏文）を作成し、ASEPEXに提出する。現地業務結果報告書（仏文）の作成にあたり翻訳が必要な場合は、業務従事者が雇用する傭人（通訳等）を通じて英語からフランス語に翻訳することとする。
  - ⑦ 現地業務結果報告書に基づき、JICAセネガル事務所に現地業務の結果につき報告を行う。
- (3) 第1次国内作業期間（2016年3月中旬）
- ① 現地業務結果報告書に基づき、JICA産業開発・公共政策部に報告する。
  - ② 現地派遣期間中に抽出された課題につき、他国の参考事例等の収集を行う。
  - ③ セネガルと取引を行っている本邦企業や関心を持っている本邦企業にセネガルの輸出競争力のある産品や輸出企業についての情報を提供するとともに、セネガルにおける今後のビジネス展開の方針やセネガル産品に対するニーズなどについてヒアリングを行う。
  - ④ ジェトロ等の関係機関や経済団体などに対してセネガルの輸出競争力のある産品や輸出企業についての情報を提供するとともに、セネガルとの貿易にあたっての課題やセネガ

- ル製品に対するニーズなどについてヒアリングを行う。
- ⑤ 次回の現地派遣業務に向けたワークプラン案（英文／仏文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部及びJICAセネガル事務所と協議を行う。なお、ワークプラン案（仏文）の作成にあたり翻訳が必要な場合は、英文を作成し、業務従事者が雇用する現地の傭人（通訳等）を通じて英語からフランス語に翻訳することとする。
- (4) 第2次現地派遣期間（2016年5月上旬～2016年6月下旬）
- ① (2) ①～⑦の業務を継続して実施する。なお、(2) ⑤のアクションプラン案については、ASEPEXとの協議を継続し、専門家派遣期間中に実施すべき事項を明確にしつつ、今後取り組むべきアクションプランとして今次派遣期間中に合意する（以降は、専門家の支援活動の進捗や結果に合わせて更新する）。
- (5) 第2次国内作業期間（2016年7月上旬）
- ① (3) ①～⑥の業務を継続して実施する。
- (6) 第3次現地派遣期間（2016年9月中旬～2016年11月上旬）
- ① JICAセネガル事務所と打ち合わせを実施する。
- ② ASEPEXとワークプラン案について協議したうえで、ワークプランへの合意を得る。
- ③ 第2次現地派遣期間で合意したアクションプランに基づいて支援を行う。
- ④ 海外市場における展示会やフェアなどへの出展機会がある場合は、ASEPEXや出展企業の関係者とともに出張する。出展にあたっては有望産品を生産する企業が選定されるようASEPEXを支援し、ASEPEXを通じて出展企業が製品のプロモーション、顧客開拓を行うのを支援する。また、出展企業が来訪者からのフィードバックを品質改善や生産体制の改善などに活用できるようASEPEXを通じて支援するとともに、必要に応じて直接企業に対しても指導・助言等を行う。
- ⑤ 輸出先市場での調査が必要な場合は、ASEPEXとともに出張する。調査にあたっては、ASEPEXに対して輸出市場の調査手法や結果の取りまとめなどについて指導・助言する。
- ⑥ 支援活動を通じ明らかになった課題などがある場合は、ASEPEXと協議のもと、アクションプランを更新する。また、ASEPEXの所掌外であっても輸出振興・競争力強化の観点から取り組みが必要な事項がある場合は、ASEPEXによる所管の機関への働きかけを支援する。
- ⑦ 現地業務結果報告書（英語／仏文）を作成し、ASEPEXに提出する。現地業務結果報告書（仏文）の作成にあたり翻訳が必要な場合は、業務従事者が雇用する傭人（通訳等）を通じて英語からフランス語に翻訳する。
- ⑧ 現地業務結果報告書に基づき、JICAセネガル事務所に現地業務の結果につき報告を行う。
- (7) 第3次国内作業期間（2016年11月中旬）
- ① (3) ①～⑤の業務を継続して実施する。
- ② 本邦において展示会やフェア等に出展する場合は、有望産品を生産する企業が選定されるようASEPEXを支援し、ASEPEXを通じて個別企業が顧客開拓を行うのを支援する。また、企業が顧客からのフィードバックを品質改善や生産体制の改善などに活用できるようASEPEXを通じて支援するとともに、必要に応じて直接企業に対して指導・助言等を行う。
- (8) 第4次現地派遣期間（2017年1月中旬～2017年3月上旬）
- ① (6) ①～⑧の業務を継続して実施する。
- (9) 第4次国内作業期間（2017年3月中旬）
- ① (3) ①～⑤の業務を継続して実施する。
- ② 本邦において展示会やフェア等に出展する場合は、有望産品を生産する企業が選定されるようASEPEXを支援し、ASEPEXを通じて個別企業が顧客開拓を行うのを支援する。また、

企業が顧客からのフィードバックを品質改善や生産体制の改善などに活用できるよう ASEPEX を通じて支援するとともに、必要に応じて企業に対して直接助言等を行う。

(10) 第5次現地派遣期間（2017年5月上旬～2017年6月下旬）

- ① （6）①～⑧の業務を継続して実施する。

(11) 第5次国内作業期間（2017年7月上旬）

- ① （3）①～⑤の業務を継続して実施する。  
② 本邦において展示会やフェア等に出展する場合は、有望産品を生産する企業が選定されるよう ASEPEX を支援し、ASEPEX を通じて個別企業が顧客開拓を行うのを支援する。また、企業が顧客からのフィードバックを品質改善や生産体制の改善などに活用できるよう ASEPEX を通じて支援するとともに、必要に応じて企業に対して直接助言等を行う。

(12) 第6次現地派遣期間（2017年9月中旬～2017年11月上旬）

- ① （6）①～⑦の業務を継続して実施する。  
② これまでの現地業務結果を踏まえ、今後ASEPEXが実施すべきアクションプランの取りまとめを支援するとともに、セネガルの輸出振興・競争力強化の観点から必要な取り組みに関する提言を取りまとめる。  
③ ASEPEXにて、これまでの現地業務結果を総括するセミナーを開催する。輸出振興・競争力強化の観点から、関係政府機関、民間経済団体、他ドナー等も招待し、今後の輸出振興に向けたASEPEXのアクションプランを共有するとともに、セネガルの輸出振興・競争力強化のために必要な取り組みについて意見交換を行う。  
④ 現地業務結果報告書に基づき、JICA セネガル事務所に現地業務の結果につき報告を行う。

(13) 帰国後整理期間（2017年11月中旬）

全体の業務結果を取りまとめ、専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA産業開発・公共政策部へ提出・報告する。業務完了報告書には、業務を通じて収集・作成した資料等を添付する。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

(1) ワークプラン

英文 3部／仏文 3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAセネガル事務所、ASEPEX

- ※ ASEPEXに対してはフランス語に翻訳して、フランス語版も提出すること（初回のワークプランを英語からフランス語へ翻訳する必要がある場合はJICAセネガル事務所にて対応するため、2週間程度の翻訳期間を確保すること。また初回以降であっても、年度を跨ぐなど一般業務費の精算時期との関係で現地で雇用する傭人（通訳等）が利用できない場合はJICAセネガル事務所を通じて翻訳を実施する）。
- ※ 業務従事者自身が仏文のワークプランを作成することが可能な場合は、英文に代えて和文のワークプランを提出することでも構わない。
- ※ JICAに対しては電子データも合わせて提出する。

(2) 現地業務結果報告書（各派遣終了時）

英文 3部／仏文 3部：JICA産業開発・公共政策部、JICAセネガル事務所、ASEPEX

- ※ ASEPEXに対してはフランス語に翻訳して、フランス語版も提出すること。
- ※ 業務従事者自身が仏文の現地業務結果報告書を作成することが可能な場合は、英文に代えて和文の現地業務結果報告書を提出することでも構わない。
- ※ JICAに対しては電子データも合わせて提出する。

### (3) 専門家業務完了報告書

和文2部：JICA産業開発・公共政策部、JICAセネガル事務所

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも合わせて提出する。

また、業務従事月報を作成し、JICA産業開発・公共政策部に提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

### (1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、成田（または羽田）⇒ドバイ⇒ダカール⇒ドバイ⇒成田（または羽田）を標準とします。

### (2) 臨時会計役の委嘱

現地業務に必要な一般業務費（車両関係費、資料等作成費、資料翻訳代、通訳備上費、消耗品費）については、JICAセネガル事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定ですが（当該経費は契約に含めませんので、見積書への記載は不要です）。ワークショップ開催費、展示会出展費、C/P旅費・交通費等については、現地業務の中で必要かどうかをJICAと協議の上、決定することとします。

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：一般業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 現地業務日程

2. (3)に記載の現地派遣日数、7.に記載の各工程の時期（カッコ内）は例示であり2017年12月までに終了する範囲においてコンサルタントからの提案を可能とします。ただし、渡航回数の上限は6回とし、現地派遣日数は300日を限度とします。

#### ② 現地での業務体制

本業務従事者が単独で行います。輸出振興庁（ASEPEX）がC/P機関となります。

#### ③ 便宜供与内容

当機構セネガル事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

##### ア) 空港送迎

あり（ただし第1次現地業務実施時のみとします）

##### イ) 宿舍手配

あり（ただし第1次現地業務実施時のみとします）

##### ウ) 車両借上げ

車両手配に係る情報提供をします。

##### エ) 通訳備上

通訳（英語⇄フランス語）の備上に係る情報提供をします。

##### オ) 現地日程のアレンジ

なし

##### カ) 執務スペースの提供

ASEPEXが執務スペースを提供します。

### (2) 参考資料

① 本業務の参考として以下の資料が当機構ウェブサイトで公開されています。

- ・セネガル国民間セクター振興分野に係る基礎情報収集・確認調査報告書

<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000007198.html>

・セネガル国一村一品運動を通じた地場産業振興プロジェクト プロジェクト事業完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016109.html>

・セネガル国地場産業振興プロジェクト形成調査現地調査報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000174355.html>

・セネガル国セネガル川流域灌漑地区生産性向上プロジェクト プロジェクト事業完了報告書  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000015939.html>

・国別農業・農村開発指針策定調査：セネガル共和国 農業・農村開発指針  
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000166460.html>

### (3) プレゼンテーションの実施

評価に当たり、業務従事予定者によるプレゼンテーションを以下のとおり実施する予定です。

①実施時期：11月5日(木)(予定)

(詳細な日時は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

②実施場所：独立行政法人国際協力機構内会議室

(当日機構へ来訪できない場合、テレビ会議システムの利用を認める場合がありますので、調達部までお問い合わせください。)

③実施方法：

・一人当たり、プレゼンテーション10分、質疑応答15分を想定。

・プレゼンテーションでは、簡易プロポーザルの「業務実施方針」及び提案事項を説明。

・業務従事予定者以外の出席は認めません。

### (4) その他

①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②本業務は高いコミュニケーション能力を要するため、フランス語ができることが望ましいですが、通訳(英語⇄フランス語)を配置できるため、必須条件ではありません。

③本業務においては、年度をまたぐ契約(複数年度契約)を締結することとし、年度を跨ぐ現地作業及び国内作業を継続して実施することが出来ます。経費の支出についても、会計年度ごとの精算は必要はありません。

④現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAセネガル事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意してください。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

⑤「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施ください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談ください。

以上